

新しい福島県水環境保全基本計画の改定について

平成 22 年 5 月 25 日

水・大気環境課

1 計画の位置づけ

本計画は、平成 8 年 3 月に福島県環境基本条例に基づき策定されたものであり、本県の水環境を保全するための総合的な施策の推進を図り、将来にわたって良好な水質を保全し、豊かな水辺環境を創造するための基本となる計画である。

また、本県の最上位計画である福島県総合計画、さらに、環境施策の上位計画である福島県環境基本計画の基本目標を水環境の側面から実現することを目指すものである。

2 新しい水環境保全基本計画の改定の必要性

- (1) 現在の福島県水環境保全基本計画の期間は平成 8 年度から同 22 年度となっており、今般、平成 23 年度以降の計画を策定する必要がある。
- (2) 平成 21 年度に本計画の上位計画である福島県総合計画及び福島県環境基本計画が改定されたことを受け、本計画についてもより効果的かつ的確に水環境問題に取り組めるよう、施策や環境指標の見直しを行う必要がある。

3 福島県水環境保全基本計画（現行）の概要

(1) 目標

清らかな水の流れと緑豊かな水辺、人と水との多様な関わりを身近に感じられる「ほんとの川 ほんとの湖 ほんとの海」の創出

(2) 基本理念

- ア 水環境の恩恵の享受と継承
- イ 健全な水環境の確保
- ウ 水環境を介した豊かな地域社会の形成

(3) 計画期間

平成 8 年度～平成 22 年度

「(現行) 福島県水環境保全基本計画の構成」

平成 8 年 3 月策定

第 1 章 総説

- 1 計画策定の趣旨 2 計画の性格 3 計画の期間 4 計画の構成

第 2 章 計画の基本理念と基本方針

基本理念

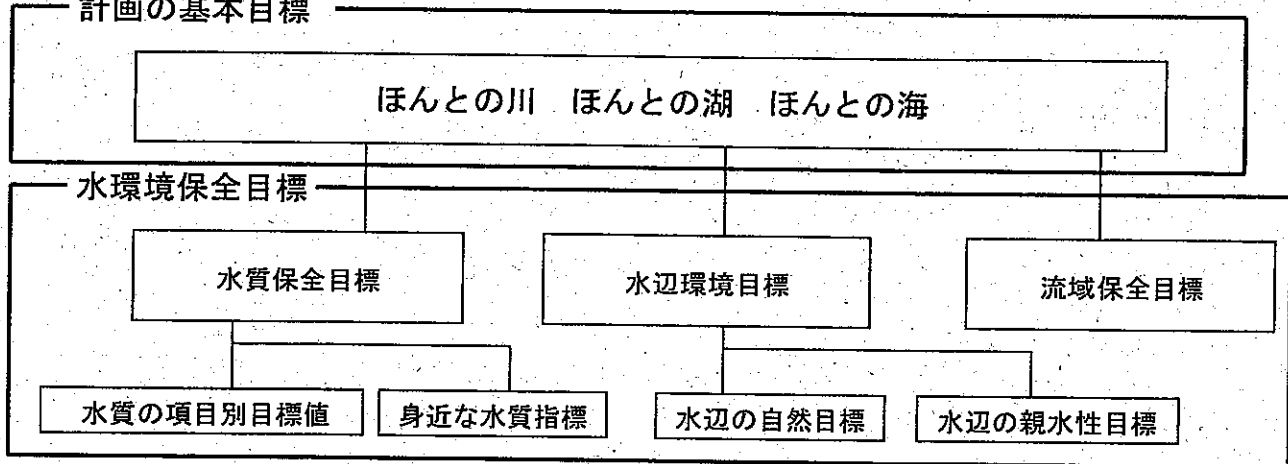
- 1 水環境の恩恵の享受と継承
- 2 健全な水環境の確保
- 3 水環境を介した豊かな地域社会の形成

基本方針

- 1 安全で清らかな水の確保
- 2 水源かん養機能の維持向上と豊かな流れの確保
- 3 多様な自然のある水辺環境の形成
- 4 安らぎと潤いのある水辺空間の創造
- 5 水を介した地域の交流と水文化の形成
- 6 県民参加による水環境保全活動の推進
- 7 水環境の保全に関する調査研究の推進

第 3 章 水環境保全の目標

計画の基本目標



第 4 章 目標達成のための総合的施策

- 1 安全で清らかな水の確保
- 2 水源かん養機能の維持向上と豊かな流れの確保
- 3 多様な自然のある水辺環境の形成
- 4 安らぎと潤いのある水辺空間の創造
- 5 水を介した地域の交流と水文化の形成
- 6 県民参加による水環境保全活動の推進
- 7 水環境の保全に関する調査研究の推進

第 5 章 地域別の水環境保全目標と施策

- 1 地域区分 2 地域別の水環境保全目標と施策

第 6 章 計画の推進に向けて

- 1 県民の参加及び事業者の協力 2 市町村との連携 3 計画の推進体制



22環保第159号
平成22年4月23日

福島県環境審議会長 様

福島県知事



福島県水環境保全基本計画の改定について（諮問）

このことについて、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

福島県水環境保全基本計画の改定について

2 諮問理由

福島県生活環境の保全等に関する条例第5条において「水環境保全対策の推進」が定められているが、この規定に基づく指針として平成8年3月に策定した「福島県水環境保全基本計画」の計画期間が平成22年度で終了することから、新たな計画を策定する必要があるため。

（事務担当 水・大気環境課 主査 笠原 電話 024-521-7258）

新しい福島県水環境基本計画の策定にあたって

平成22年5月25日
水・大気環境課

1 現計画の点検結果について

- (1) 「福島県水環境保全基本計画」に関連する事業の取組状況について
平成21年度は7つの施策体系に関連する152事業を実施
- (2) 水環境保全の全県目標の達成状況（参考資料5）
ア 水質保全目標

生活環境項目（BOD、COD）の環境基準達成率			
	平成7年度		平成20年度
・河川	56.4%	→	92.7%
・湖沼	83.3%	→	83.3%
・海域	84.6%	→	92.3%

イ 水辺環境目標

平成21年度29事業が目標を達成と評価：達成率63%（総事業数46事業）			
平成21年度調査結果：	目標を達成	29事業	
	横ばい傾向	12事業	
	後退傾向	0事業	
	（評価事業数）	41事業	

ウ 流域保全目標

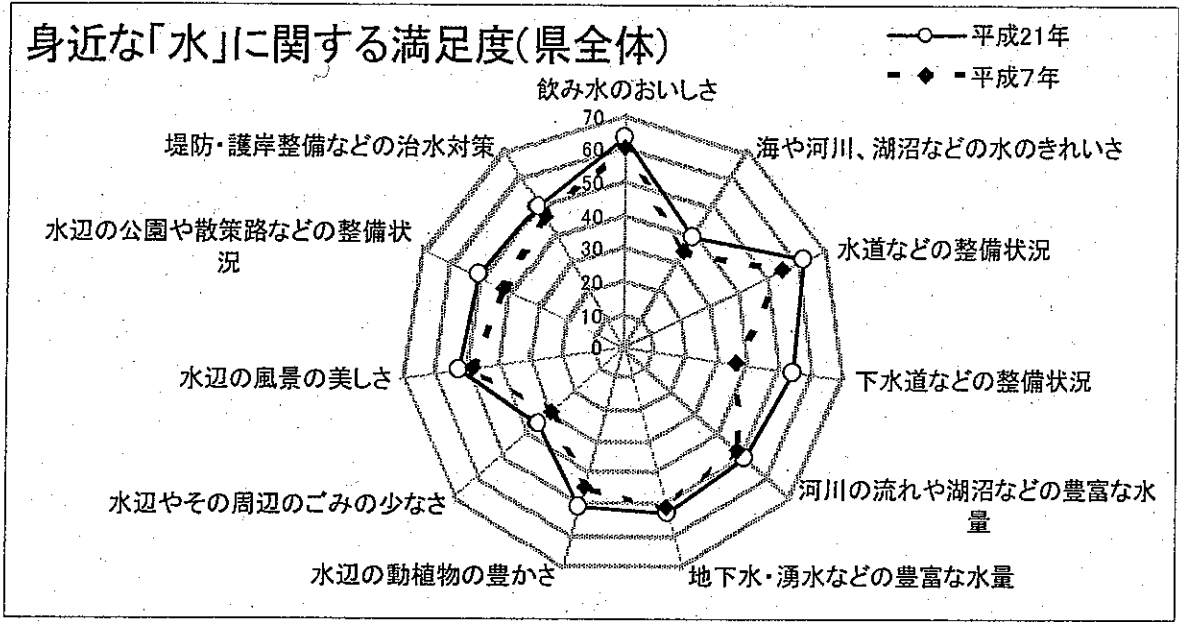
平成21年度56事業が目標を達成と評価：達成率73%（総事業数76事業）			
平成21年度調査結果：	目標を達成	56事業	
	横ばい傾向	13事業	
	後退傾向	0事業	
	評価事業数	69事業	

2 意識調査結果について

- (1) 「県政世論調査」
ア 平成21年7～8月、対象：福島県全域（1,300名）、有効回答数846件

イ 身近な「水」に関する満足度について

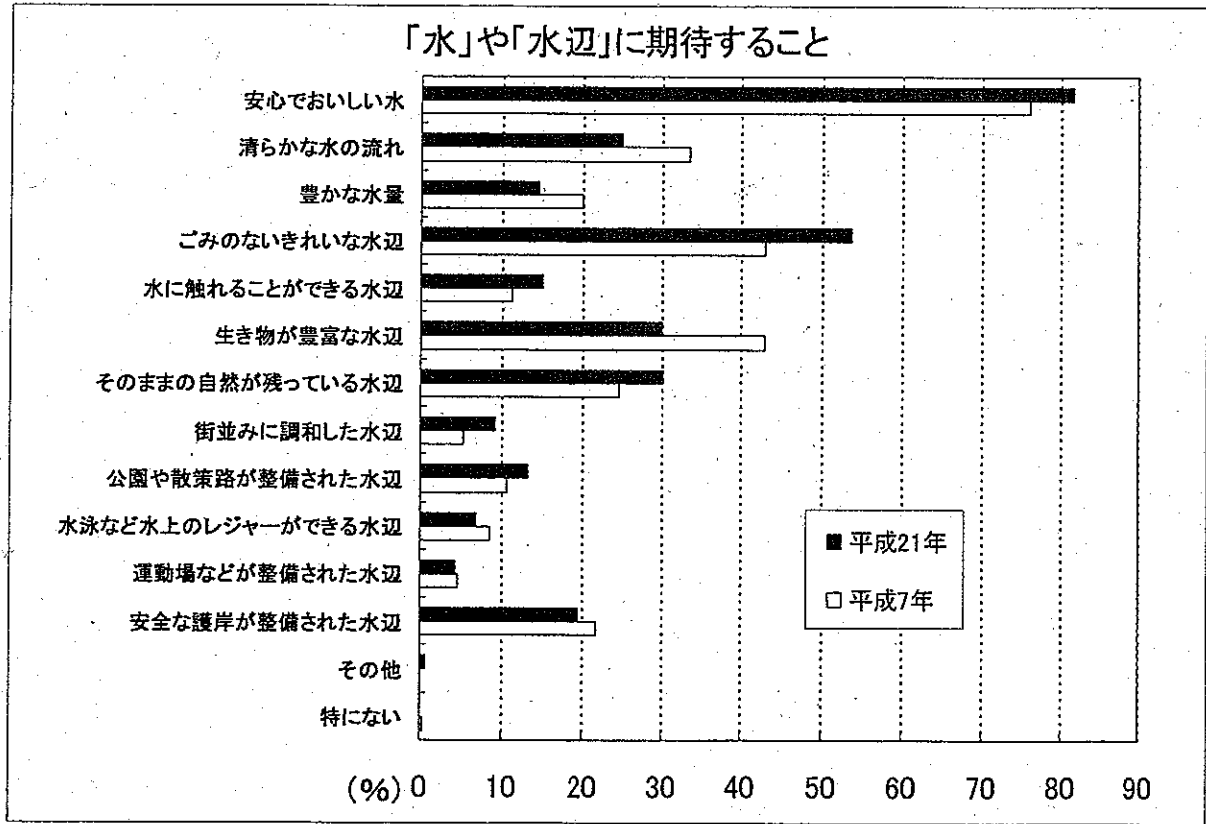
全項目で平成7年と比較して上回っているが、「水辺やその周辺のごみの少なさ」や「海や河川、湖沼などの水のきれいさ」の満足度は依然として50%を下回っている。



(満足と回答した人の割合：%)

ウ 「水」や「水辺」に期待すること

回答者割合の上位2項目は「安心でおいしい水」81.6%、「ごみのないきれいな水辺」53.8%と平成7年度調査と同様で、回答者割合は双方とも上昇している。



(期待すると回答した人の割合：%)

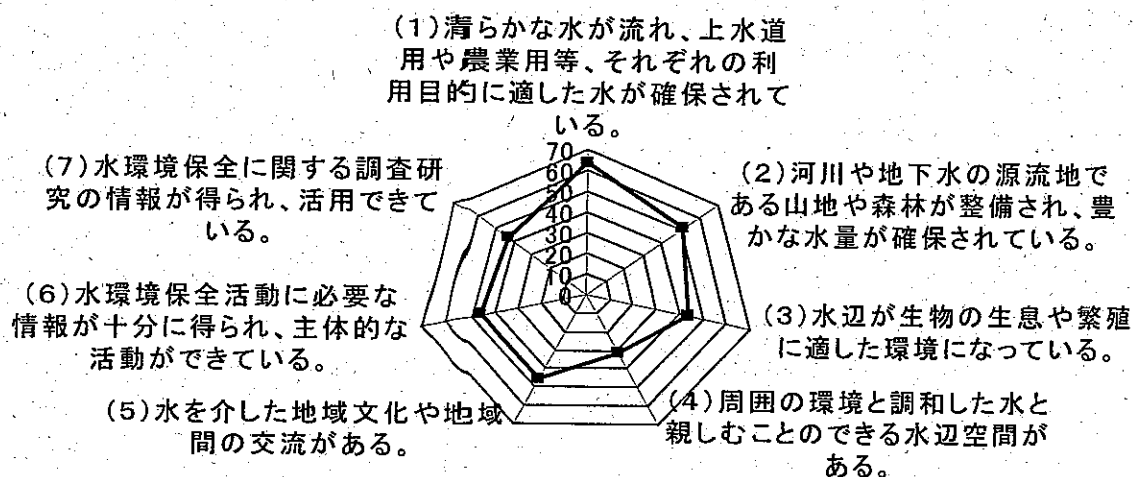
(2) 「水環境保全活動団体アンケート」

ア 平成21年8～9月、福島県全域（対象148団体）を対象に実施した。
有効回答数55件

イ 身近な「水環境」に関する満足度

「清らかな水が流れ、上水道用や農業用等、それぞれの利用目的に適した水が確保されている。」が63%で1位。「周囲の環境と調和した水と親しむことのできる水辺空間がある。」が31%で最下位。

身近な「水環境」に関する満足度（県全体）



（満足と回答した人の割合：％）

ウ 水環境を良くするために、住民、事業者、研究者、行政機関に望むこと（抜粋）

- (ア) 4者が知識、知恵などを出し合い、流域全体の問題として協力連帯し合う。
- (イ) 環境施策の実行は子供時代からの教育が重要。
- (ウ) 河川のごみや水質に関心を持つために、身近な河川にふれあう機会を設けることが必要。

エ 「水環境保全基本計画の基本理念と基本方針」や「水環境保全」についての意見、要望（抜粋）

- (ア) 身近にある美しい水が、多くの人々の力で保ち守られていることや、一人のまちがえた行動で汚れてしまうことを知ることが大切。
- (イ) 地道な活動を継続することにより、その輪が広がり地域の活動が定着する。
- (ウ) 河川改修の施工方法が生物の生息や繁殖を阻害している。
- (エ) 行政または関係機関において、汚染防止や垂れ流しの監視や指導の徹底を図って欲しい。

オ 水環境保全活動を実施していく上での問題点等（抜粋）

- (ア) 活動している人が高齢化しており、次世代につなぐためには、若い人が参加できるシステム作りが必要。

(イ) 活動資金の調達に苦慮している。

(ウ) 子供の活動には親も参加するので、教育的アプローチでできればいいと思う。

(3) 「事業所アンケート」

ア 平成21年8～9月、対象：福島県全域（575事業所）、有効回答数77件

イ 水環境保全に関連して実施していること（抜粋）

(ア) 排水の自主基準値を設定し、管理を強化している。

(イ) 雨水をためて、防火用水や緑化用の水として使用。また、設備冷却水を循環させて使用。

(ウ) 阿賀川旧河川、川前川跡湖の河川浄化のため、炭素繊維を設置。

(エ) 敷地内に池を設置したり、樹木の植栽等により景観の調和に努めている。

(オ) 夏井川の水辺空間を活用したスポーツ大会、イカダ下り、花火大会、じやんがら念仏踊り等への寄付金やイベント参加を行っている。

(カ) 各種クリーン活動への参加。相馬の海ウォーク&クリーンアップ大作戦への参加。馬陵公園のお堀の浄化作戦への参加。

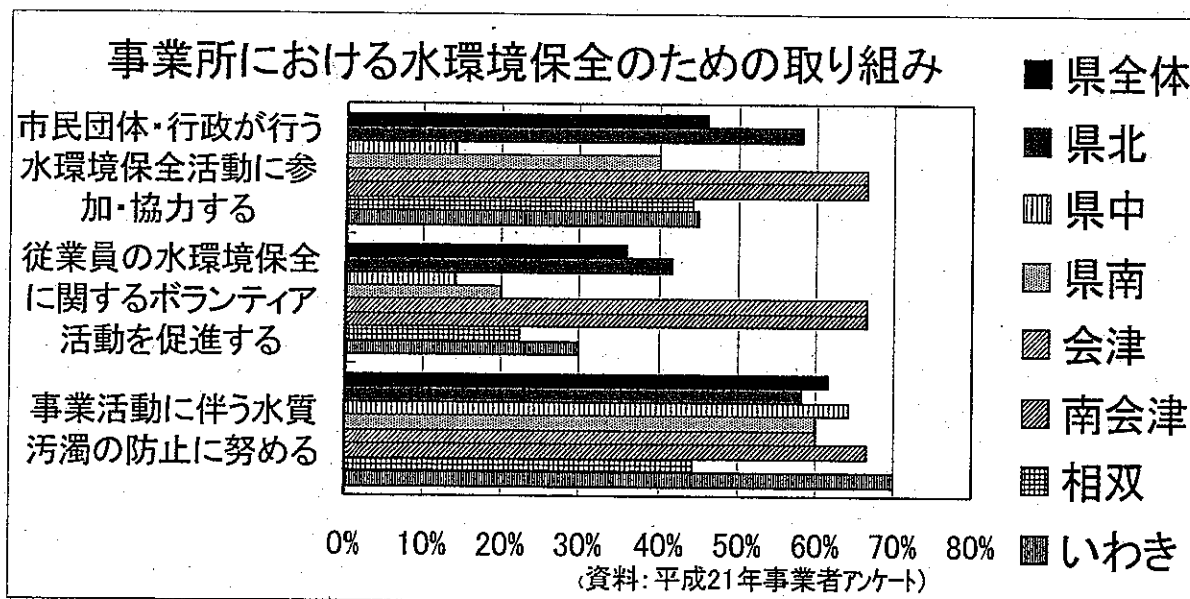
(キ) 環境調査業務を受託して実施。地元の生物同好会に会社として参加して、研鑽と啓蒙に努めている。

ウ 水環境保全のための取り組み

「市民団体・行政が行う水環境保全活動に参加・協力する」46%

「従業員の水環境保全に関するボランティア活動を促進する」36%

「事業活動に伴う水質汚濁の防止に努める」62%



エ 「水環境保全基本計画の基本理念と基本方針」や「水環境保全」についての意見、要望（抜粋）

(ア) 次世代を担う子供たちへの環境に関する教育を今まで以上に充実させる必

要がある。

- (イ) 親水ができる場を設ければ、さらに市民が水環境保全を考えるとと思う。
- (ウ) 近場の生活に関わりのある河川や湖沼等の調査結果を公表すれば水質に多くの人が感心をもつのではないが。

オ 水環境保全活動を実施していく上での問題点等（抜粋）

- (ア) 水質の向上等、活動の成果がわかるとやりがいが出る。
- (イ) 水環境保全活動の啓蒙を市民レベルに浸透させること。そして事業者同士が協力連携して保全活動をあたりまえのこととして実施できるような環境づくりができればよい。
- (ウ) 厳しい経済状況の中で、企業には余力がない。

3 資料調査解析結果について（参考資料6）

(1) 水環境関連資料（地域別人口、利用区分別土地面積の推移ほか）

ア 農用地、森林が徐々に減少し、その他（宅地、道路等）が徐々に増加

(2) 汚濁負荷量調査解析（参考資料7）

ア 生活排水処理方法別の人口や工場の排水の濃度、排水量調査等を元に試算した。

イ 汚水処理人口普及率は着実に延びてきており、全国普及率との差も縮まってきた。

4 水環境保全活動事例発表・意見交換会について（参考資料8）

平成21年12月6日、ビッグパレットふくしまで実施した。テーマ「福島県の水環境の現状及び保全のあり方」。

5 計画の策定に向けて

(1) 現状と課題の認識について

水質について

- ・ 河川の水質は着実に改善しているが、一部に生活排水等（下水道接続率、単独から合併処理浄化槽への転換、浄化槽管理の問題等）により目標を達成できていない水域がある。
- ・ 湖沼は植物などの有機物のために水質改善がされていないものがある。また、ダム貯水池についても汚濁が改善されていないものがある。
- ・ 地球温暖化による気候変動に伴い降雨形態が変動し、水質の悪化が懸念されている。
- ・ 地下水については、かつての有機塩素系化合物による新たな汚染は少なくなってきたが、過去の汚染が解消されていない地区が残っている。また、毎年のように新たに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の汚染が発見されている。
- ・ 水質目標の達成度が高いにもかかわらず、県民意識調査による海や河川、湖沼などの水のきれいさの満足度が50%を下回っている。

水辺環境について

- ・ 親水施設整備、住民等による維持・美化活動により保全が推進されているが、県民意識調査では「水辺やその周辺のごみの少なさ」の満足度が50%を下回っている。
- ・ 水辺における外来種や既存種の急増により生態系攪乱が起きている地域がある。

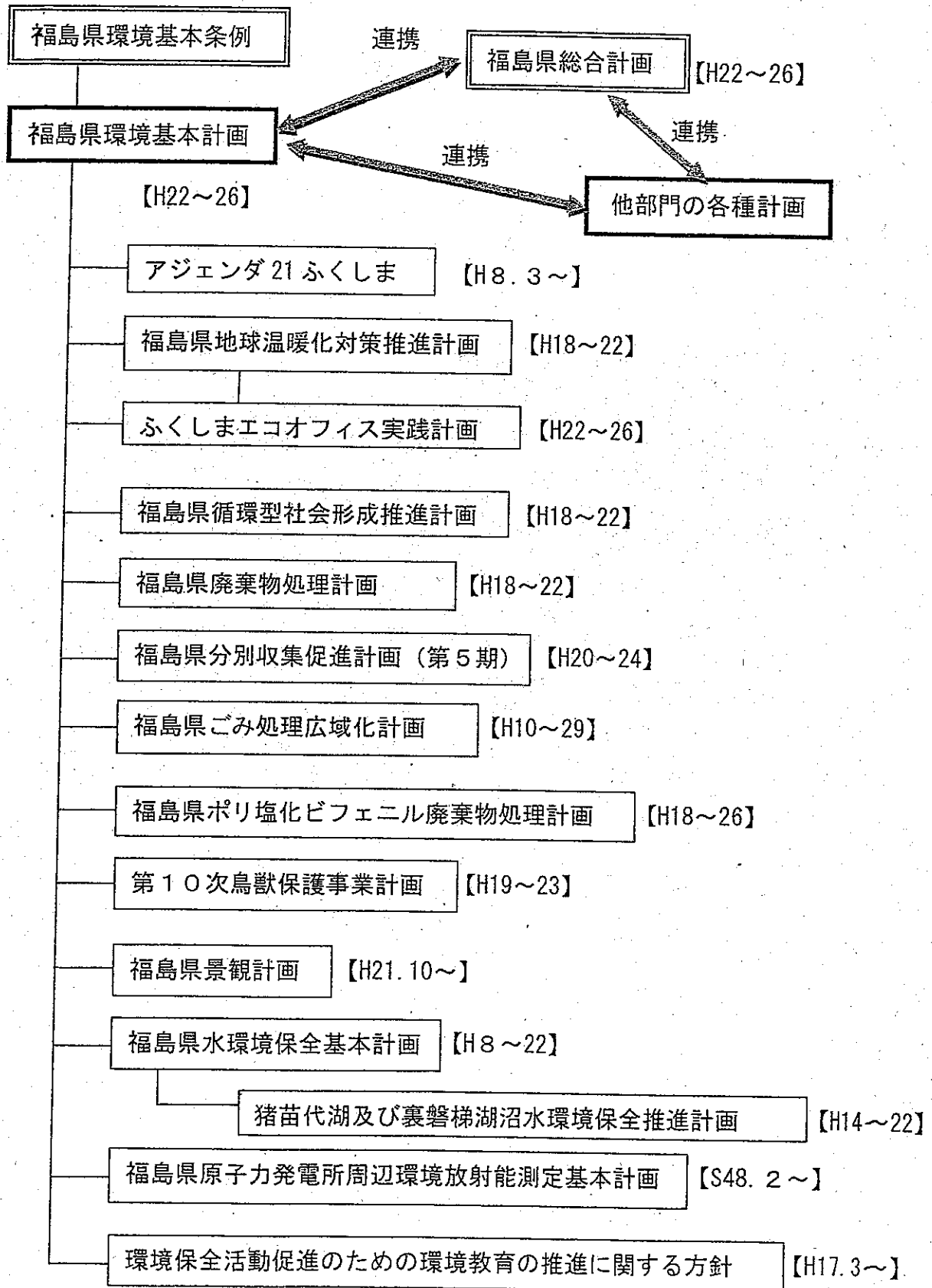
流域保全について

- ・ 農用地や森林の減少や、農林従事者の減少などにより、水源かん養機能の低下が懸念される。
- ・ 流域における課題等について、行政と水環境保全活動団体等、水環境保全活動団体相互間で情報共有を図っていく必要がある。

(2) 計画策定までのスケジュール

	水環境保全対策連絡調整会議	環境審議会	県民意見聴取
4月		計画策定諮問 (4月23日)	
5月	現計画の概要及び現状と課題 についての検討 (5月14日)	現計画の概要と経過及 び現状と課題の提示 (5月25日)	
6月			
7月	計画骨子案の検討		
8月	計画骨子案調整		
9月		計画骨子案検討	
10月	中間取りまとめ案調整		方部別意見交換会
11月		中間取りまとめ案検討	
12月			パブリックコメント
1月	計画案調整	計画案検討	
2月		答申案審議 答申	
3月			

環境関連計画の体系図



福島県水環境保全基本計画のあらまし

ふくしま水環境マスタープラン

—ほんとの川 ほんとの湖 ほんとの海—



平成8年3月

福島県

1 総 説

(1) 計画策定の趣旨

福島県は、大小の変化に富んだ湖沼や多数の河川、太平洋に面した長い海岸線、地域に密着した湧水や地下水など、豊かな水環境に恵まれています。

この豊かな水環境は、県民の様々な活動を支えるとともに、多彩な地域文化を育んできました。また、多様な生物の生息の場として、変化に富んだ水辺を形成しています。

しかし、近年、本県においても、社会環境の変化や生活様式の高度化などに伴い、県民の間から水道水源の保護を求める声とともに、農薬、化学物質などによる公共用水域や地下水の汚染の懸念、生活排水等による公共用水域の水質汚濁の進行など、水環境に係る様々な問題が提起されています。

また一方では、県民の水環境に対する関心は、安全でおいしい水の確保やそれを育む森林等の水源地の保護、さらには潤いのある水辺の創出などへと多様化し、高度化してきています。

県では、このような水環境を取り巻く状況の変化に対応するため、この「福島県水環境保全基本計画」を策定しました。

この計画は、「ふくしま新世紀プラン」の基本目標である「21世紀の新しい生活圏—美しいふくしま—の創造」に向けて、多様で質の高い魅力ある県土づくりとの調和を図りつつ、「ふくしま水プラン」、「ふくしま環境プラン」等の諸計画の実施ともあいまって、本県の水環境を保全するための総合的な施策の推進を図り、将来にわたって良好な水質を保全し、豊かな水辺環境を創造するためのものです。

(2) 計画の性格

- ① 本計画は、本県の水環境を保全するための基本的な方向を示すものです。
- ② 本計画は、水質、水量、水辺、流域等の水及び水を取り巻く環境を包括的にとらえ、健康で快適で豊かな水環境を保全し、創造するための総合的施策を示すものです。
- ③ 本計画は、県内各地域の特性を生かし、県民、事業者、行政の三者がそれぞれ連携、協力して、水環境の保全と創造に取り組むための指針となるものです。

(3) 計画の期間

本計画は、本県の水環境に関連する諸計画との連携を図るうえから、その目標期間を2010年（平成22年）とします。

ただし、この間、社会経済情勢の変化等に伴い、水環境をとりまく状況が変化した場合は、適宜、見直しを行うものとします。

2 計画の基本理念と基本方針

(1) 基本理念

次に掲げる3つの基本理念を踏まえ、総合的かつ計画的な水環境保全施策を進めていきます。

① 水環境の恩恵の享受と継承

豊かな水環境の多面的な恩恵を県民が広く享受し、かつ新世紀を担う県民に、豊かな水環境を引き継ぐことができるように、水環境の保全と創造を図ります。

② 健全な水循環の確保

水環境は水の循環の中で形成されており、この循環をとおして人の生活や社会活動、あるいは自然環境を支える重要な役割を果たしています。流域における水循環をとおして、水環境の恩恵を享受していることを認識し、人の様々な活動と自然環境が調和した健全な水循環の確保を図ります。

③ 水環境を介した豊かな地域社会の形成

水環境を介して、地域に刻まれた歴史や風土を再認識するとともに、水環境を活用した地域社会の新しい文化の創造をとおして、将来にわたって豊かで潤いのある水環境の実現を図ります。

(2) 基本方針

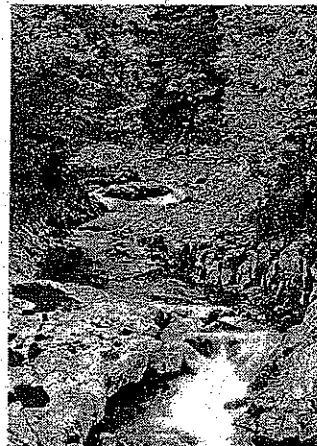
基本理念を踏まえ、水環境保全施策の柱となる基本方針を、次の7つとします。

① 安全で清らかな水の確保

安全で清らかな水を確保することは、良好な水環境形成の基本です。

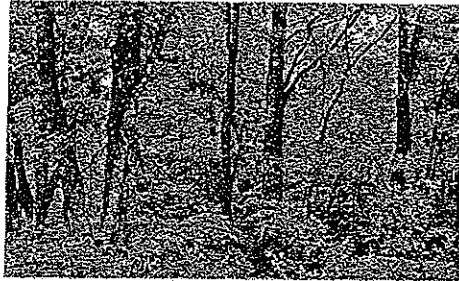
特に、私たちの生活に欠くことのできない安全で清浄な飲用水等の確保は、最も重要なことです。このため、水道水の水源地域の森林等がもっている自然浄化作用を維持、回復するとともに、水源等の水質を将来にわたって良好に保全します。

また、河川や湖沼、海域において、その水質の状況が環境基準を達成していない水域については、早期達成を目指し、その水域の特性にあった良好な水質を将来にわたって保全します。



中津川渓谷（北塩原村）

② 水源かん養機能の維持向上と豊かな流れの確保



ブナ原生林（天栄村）

森林などが備えている水源かん養機能の維持向上を図り、自然の水循環を回復し、河川や湖沼等において、より豊かな水の流れや湛水量を確保していきます。

また併せて、県民一人ひとりのもとより地域ぐるみでの水の合理的な利用を促進し、総合的な視点からの水利用の調整を図ります。

③ 多様な自然のある水辺環境の形成

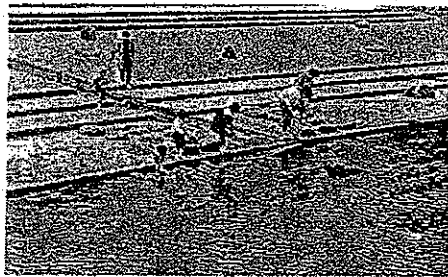
水辺は、多くの生物にとって、その生育には欠かせない大切な場であり、そこでは様々な生きものによる豊かな活動が営まれています。

このような、多様な水辺の環境を守り育てるために、生物の生息環境の保全に努めるとともに、水質や水辺の形態などを生物の生息や繁殖に適した環境に改善していきます。



石巻流（北塩原村）

④ 安らぎと潤いのある水辺空間の創造



達瀬川（郡山市）

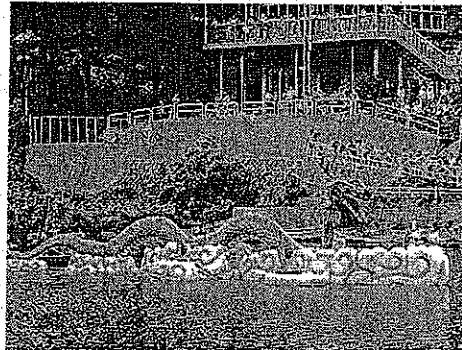
空間としての水辺は、私たちの暮らしに安らぎや潤いを与えてくれる場として重要な役割を担っています。

このため、広がりのある水辺の空間特性を活かし、周囲の環境と調和した水と親しむことのできる水辺空間をつくっていきます。

⑤ 水を介した地域の交流と水文化の形成

私たちの生活と水との関わりには長い歴史があり、その中で多くのことが暮らしの知恵として蓄積されてきました。

人々の活動範囲がより広域的になっている現在、これまで地域の特性にあわせて豊かに育んできた水を介した多様な地域文化を、上下流間や他流域間とを結ぶ架け橋として活用するとともに、その地域ならではの個性的で魅力的な水文化を継承し、創造することを目指します。



沼沢湖水祭り（金山町）

⑥ 県民参加による水環境保全活動の推進



せせらぎスクール

良好な水環境を形成していくためには、県民一人ひとりの理解と協力が不可欠です。

このため、県民の水環境の保全に関する主体的な活動を支援するとともに、水環境についての情報や学習の機会をより多く提供し、行政と県民が一体となって、豊かな水環境を保全し創出する心を育みます。

⑦ 水環境の保全に関する調査研究の推進

長期的、総合的な視点にたった水環境保全に関する施策を計画的に推進していくため、水環境に関する調査や情報の収集管理を行うとともに、その利用体制の整備に努め、わかりやすい形で県民に提供します。

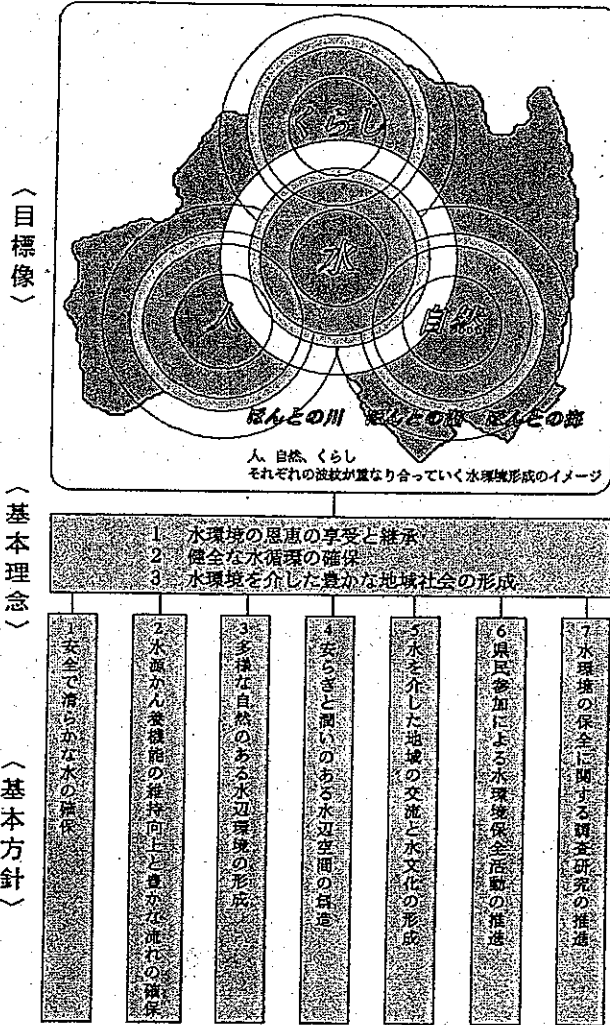


福島県郡山公害対策センター（郡山市）

3 水環境保全の目標

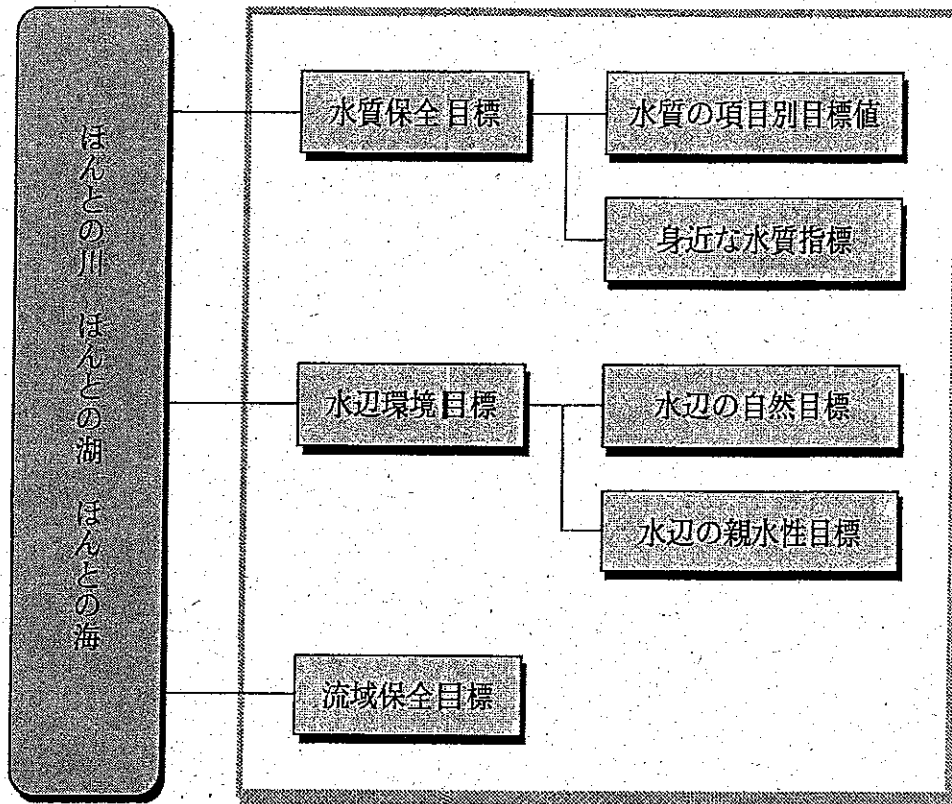
(1) 計画の基本目標

清らかな水の流れと緑豊かな水辺、人と水との多様な係わりを身近に感じられる「**ぼんとの川 ぼんとの湖 ぼんとの遊**」の創出を、本計画の基本目標とします。



(2) 水環境保全目標

この水環境保全基本計画を推進する際の目標として、水質保全目標、水辺環境目標及び流域保全目標の3つの視点から、水環境保全目標を設定します。



① 水質保全目標

1) 公共用水域の生活環境項目の水質保全目標値

県内の公共用水域における生活環境項目の水質保全目標値は、水質環境基準の類型が指定されている水域及び類型がまだ指定されていない水域であって主水道及び簡易水道の水源になっている上流域について、次のとおり設定します。

○水質環境基準の類型指定水域

指定されている環境基準値を目標値とします。
但し、B類型、C類型又はD類型に指定されている水域については、上位の環境基準値を目標値とします。

○水質環境基準の類型未指定水域の水道水源上流域

A類型の環境基準値を目標値とします。
湖沼及び人工湖の全室系及び全りんば、それぞれII類型の環境基準値を目標値とします。

2) 公共用水域の健康項目等の水質保全目標値

県内のすべての公共用水域における健康項目等の水質保全目標値は、水質環境基準の健康項目、指針値が設定されている要監視項目及び水質評価指針値が設定されている農薬について、それぞれ次のとおり設定します。

◎健康項目

人の健康の保護に関する水質環境基準が定められている23項目については、それぞれその環境基準値を目標値とします。

◎要監視項目

人の健康の保護に関連する物質として指針値が定められている要監視項目の24項目については、それぞれその指針値を目標値とします。

◎農薬

公共用水域等における農薬の水質評価指針値が定められている27農薬については、それぞれその指針値を目標値とします。

3) 地下水の水質保全目標値

県内の地下水の水質保全目標値は、水質環境基準の健康項目、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素について、それぞれ次のとおり設定します。

◎水質環境基準の健康項目

地下水の水質評価基準が定められている2・3項目については、それぞれその評価基準値を目標値とします。

◎硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

要監視項目指針値を目標値とします。

4) 身近な水質指標

河川や湖沼の汚濁状況を判断できる分かりやすい目安として、次のとおり設定します。

○水生生物による水質目標

河川における身近な水質指標は、「水生生物による水質の調査法」(環境庁)に示されている「きれいな水の指標生物」の生息が観察できる水質を目標とします。

○アオコによる水質目標

湖沼における身近な水質指標は、「見たりアオコ指標」(国立環境研究所)に示されているレベル1(アオコの発生が肉眼で確認できない)水質を目標とします。

○透視度・透明度の目標

河川においては透視度で5.0m以上、湖沼においては透明度で5m以上を目標とします。

② 水辺環境目標

県内の水辺環境の共通目標は、河川環境管理基本計画等に基づき、水辺の自然及び親水性の2つの視点から、次のとおり設定します。

1) 水辺の自然目標

- ①自然の水質浄化機能を維持しその回復に努めます。
- ②多様な動植物とその生息環境を保護しその回復に努めます。
- ③シンボルとなる水辺生物の生息環境を保全しその創造に努めます。
- ④周囲の風景と調和した水辺景観を保全しその創造に努めます。

2) 水辺の親水性目標

- ①まちづくりと一体となって、水と緑にふれあうことのできる水辺の創造に努めます。
- ②水に直接ふれることのできる水辺の創造に努めます。
- ③水の音、せせらぎの聞こえる水辺の創造に努めます。

③ 流域保全目標

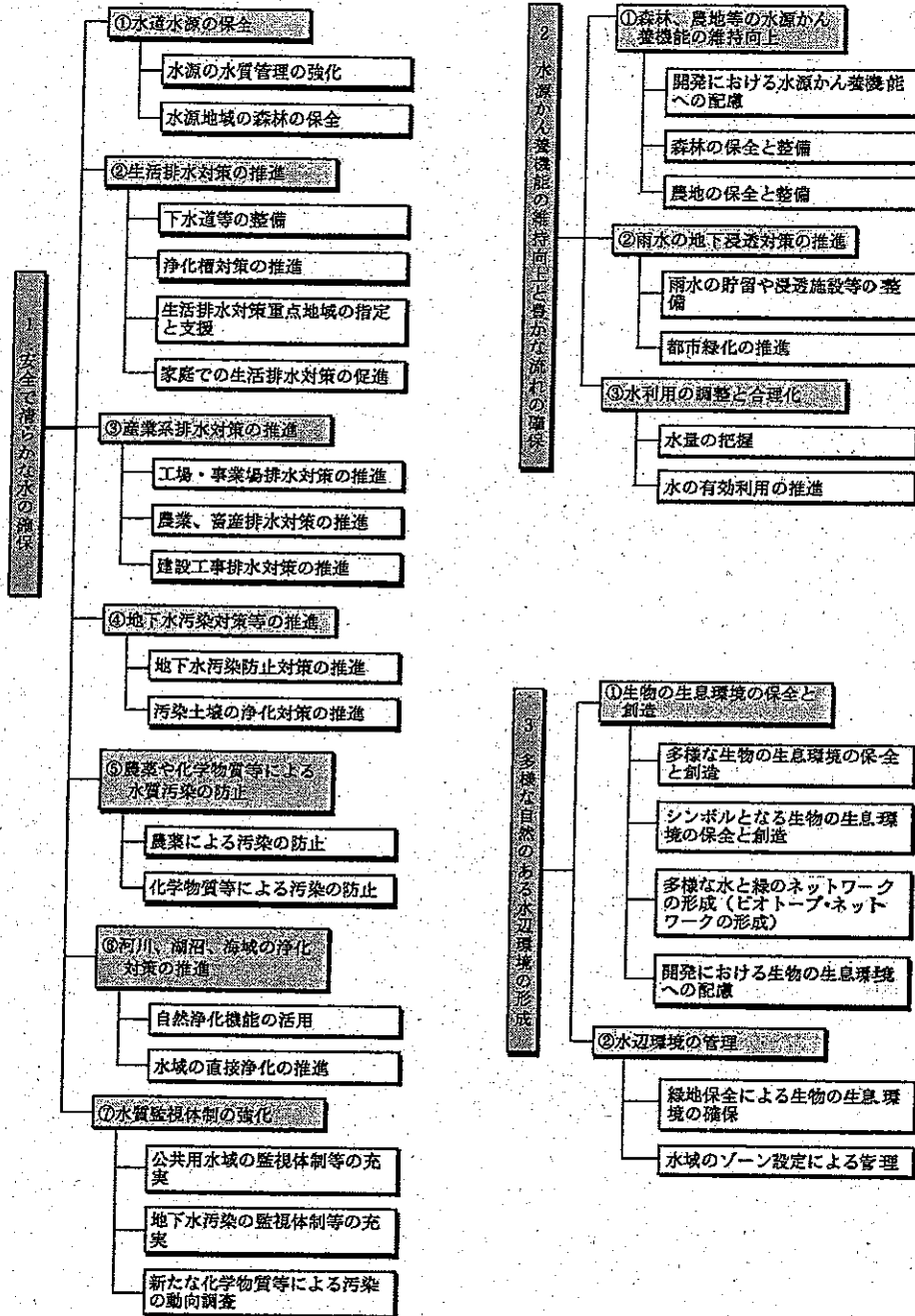
流域における健全な水循環の確保及び地域交流等の視点から、県内の流域に共通する保全目標を、次のとおり設定します。

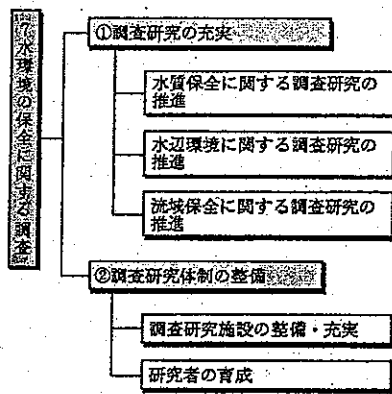
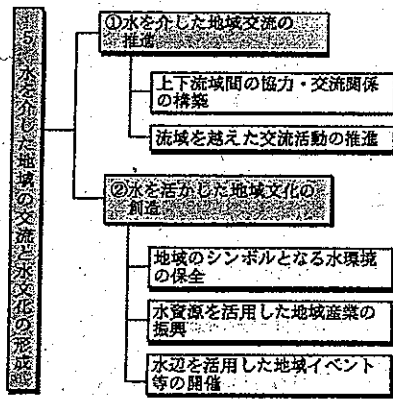
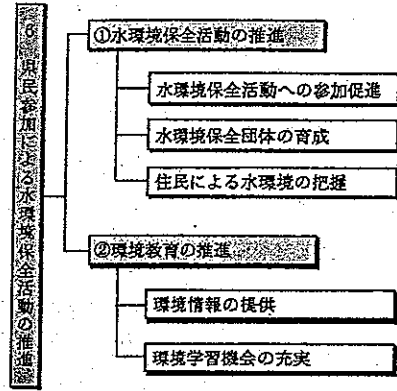
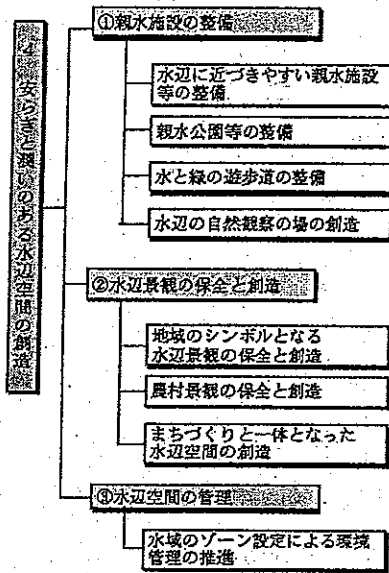
流域保全目標

- ①雨水が浸透しやすい都市構造を形成し、潤いのある都市環境の創出に努めます。
- ②山岳と農地等の有する水源かん養機能の維持向上に努めます。
- ③流域の自然環境の保全に努めます。
- ④健全な水環境を保全する上で必要な水量の確保に努めます。
- ⑤流域内の水質と水量に配慮した水利用の推進に努めます。
- ⑥水を介した地域間の交流を促進し、協働体制の構築に努めます。

4 目標達成のための総合的施策

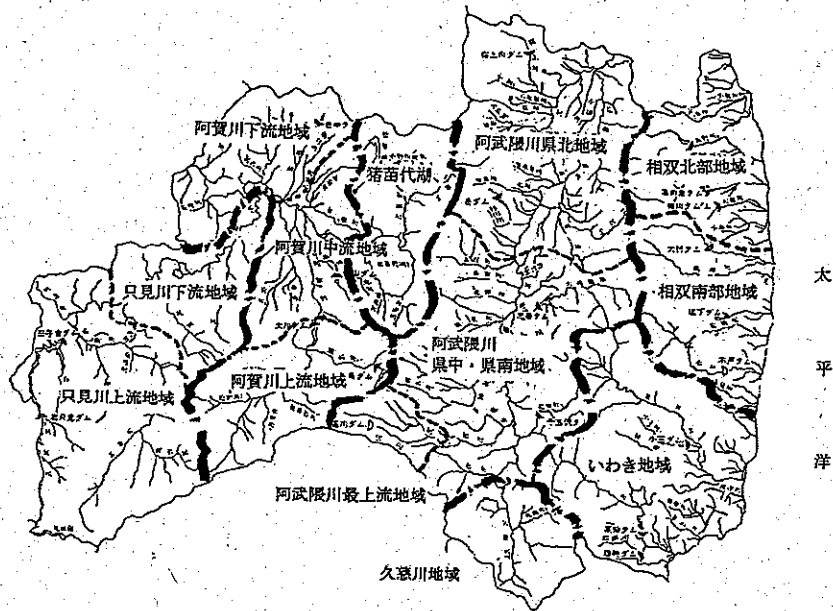
目標を達成するために必要な施策を、7つの基本方針ごとに体系的に示しました。





5 地域別の水環境保全目標と施策

水環境の目標像を地域で具体的に実現していくために、県内の主要河川の7流域を基本に次の13地域に区分し、それぞれの地域の特性を考慮した水環境保全目標を示すとともに、各地域で特に配慮すべき施策を示しました。



流域区分	地域区分
阿武隈川流域	阿武隈川最上流地域
	阿武隈川県中・県南地域
	阿武隈川県北地域
久慈川流域	久慈川地域
阿賀川流域	阿賀川上流地域
	阿賀川中流地域
	阿賀川下流地域
只見川流域	只見川上流地域
	只見川下流地域
猪苗代湖流入河川流域 及び 猪苗代湖・裏磐梯湖沼群	猪苗代湖、裏磐梯湖沼群地域
相双地先海域流入河川流域	相双北部地域
	相双南部地域
いわき地先海域流入河川流域	いわき地域

6 計画の推進に向けて

(1) 県民の参加及び事業者の協力

本計画の着実な推進のためには、県民、事業者と行政とが一体となって、水環境保全のための各種の施策に積極的に取り組んでいくことが必要であり、県民や事業者には、次のような水環境保全活動への主体的な参加が期待されます。

県は、これらの活動を積極的に支援するとともに、県民の意向を反映した施策の推進に努めます。

① 県民の活動

県民は、節水や生活排水対策を進め、水環境への負荷の低減に努めるとともに、地域の河川や水路等の清掃活動を行うなど、環境美化に努めることが大切です。

また、地域における水生生物の調査や水辺の生息環境等の観察を行い、水環境の現状を自ら把握するとともに、身近な水環境づくりに参加し、関係者と協力しながら水環境保全活動を推進することが望まれます。

② 事業者の活動

事業者は、事業活動に伴う水環境への負荷の低減に最大限の努力をするとともに、本計画に基づく施策に積極的に協力することが望まれます。

また、従業員の水環境の保全に関するボランティア活動を促進するとともに、地域における水環境保全活動を積極的に支援することが求められています。

(2) 市町村との連携

身近な水環境の保全と創出は、地域の特性を生かし、住民の意向を反映させた地域づくりのなかで、市町村が主体的に進めることが最も望ましい姿です。

特に、水環境を介した豊かな地域社会の形成に向けて、流域の関係市町村が一体となって水環境の保全に取り組むことが大切であり、各市町村は、流域の関係市町村と協力しながら、水環境の保全に関する方針を定め、本計画の趣旨に沿って県の施策と連携しながら、総合的かつ計画的な水環境の保全対策に取り組んでいくことが望まれます。

このため、県は、市町村が主体となって進める水環境の保全や創出に向けた施策について、技術や情報、財政などの面で支援を行うことにより、緊密な協力体制を保っていくこととします。

(3) 計画の推進体制

本計画に掲げる施策は広範囲に及ぶことから、全庁的に推進していく必要があります。このため県の関係部局で構成する「福島県水環境保全対策連絡調整会議」等で本計画に掲げる施策の総合調整を行い、県民の身近な水環境に対する評価を把握しながら、本計画の着実な推進に努めることとします。

また併せて、本計画の目標像の実現のために、国や関係機関の理解と協力のもとに、施策の推進に努めることとします。

全県目標達成状況

水質保全目標		水質の項目別目標		公共用水域		生活環境項目		項目		目標(値)		計画策定時(平成7年度)		現状(H20調査結果)	
水質環境基準値	水質環境基準の類型指定水域	水質環境基準未指定水域	水道水源上流	A類型の環境基準値を目標値とします。	湖沼及び人工湖の全窒素及び全りんは、それぞれII類型の環境基準値を目標値とします。	四時ダム貯水池(水道水源) H7測定なし	四時川(小室橋:ダム上流) H7測定なし	河川(BOD)達成率56.4%(31/55) 湖沼(COD)達成率83.3%(10/12) 海域(COD)達成率84.6%(11/13)	河川(BOD)達成率92.7%(51/55) 湖沼(COD)達成率83.3%(10/12) 海域(COD)達成率92.3%(12/13)	A類型(BOD2mg/L以下)達成 測定値:1.0mg/L	II類型(全窒素0.2mg/L以下、全りん0.01mg/L以下)未達成 測定値:全窒素0.56mg/L、全りん0.017mg/L	達成率100%(82/82)	達成率92.9%(13/14) 超過地点:藤原川(全マンガン)		
健康項目等	要監視項目指針値	農薬の水質評価指針値													

全県目標達成状況

項目		目標(値)	計画策定時(平成7年度)	現状(H20調査結果)
地下水	健康項目 水質評価基準値 (計画策定時、現在は水質環境基準値)	人の健康の保護に関する水質環境基準が定められている23項目については、それぞれその環境基準値を目標値とします。	超過率 メッシュ 0.9%(1/116) 工場等周辺 0.0%(0/48) 定期モニタリング 25.6%(84/328) 汚染井戸周辺 9.6%(16/167)	超過率 メッシュ 10.0%(3/30) 工場周辺 0.0%(0/35) 定期モニタリング 20.9%(36/172) 汚染井戸周辺 0.0%(0/6)
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	要監視項目指針値(計画策定時、現在は水質環境基準値)	超過率 メッシュ 0.0%(0/17) 工場等周辺 - (0/0) 定期モニタリング - (0/0) 汚染井戸周辺 - (0/0)	超過率 メッシュ 3.3%(1/30) 工場等周辺 0.0%(0/3) 定期モニタリング 55.6%(20/36) 汚染井戸周辺 15.6%(7/45)
身近な水質指標 水生物による水質指標		河川における身近な水質指標は、「水生物による水質の調査法」(環境庁)に示されている「きれいな水の指標生物」の生息が観察できる水質を目標とします。	水生物による水質調査(せせらぎスクール)において水質階級I(きれいな水)に判定された地点数の割合 (H13)65.5%(488/745)	水生物による水質調査(せせらぎスクール)において水質階級I(きれいな水)に判定された地点数の割合 59.5%(231/388)
アオコによる水質指標		湖沼における身近な水質指標は、「見た目アオコ指標」(国立環境研究所)に示されているレベル1(アオコの発生が肉眼で確認できない)水質を目標とします。		三春ダムや千五沢ダムにおいてアオコの発生が確認されている。

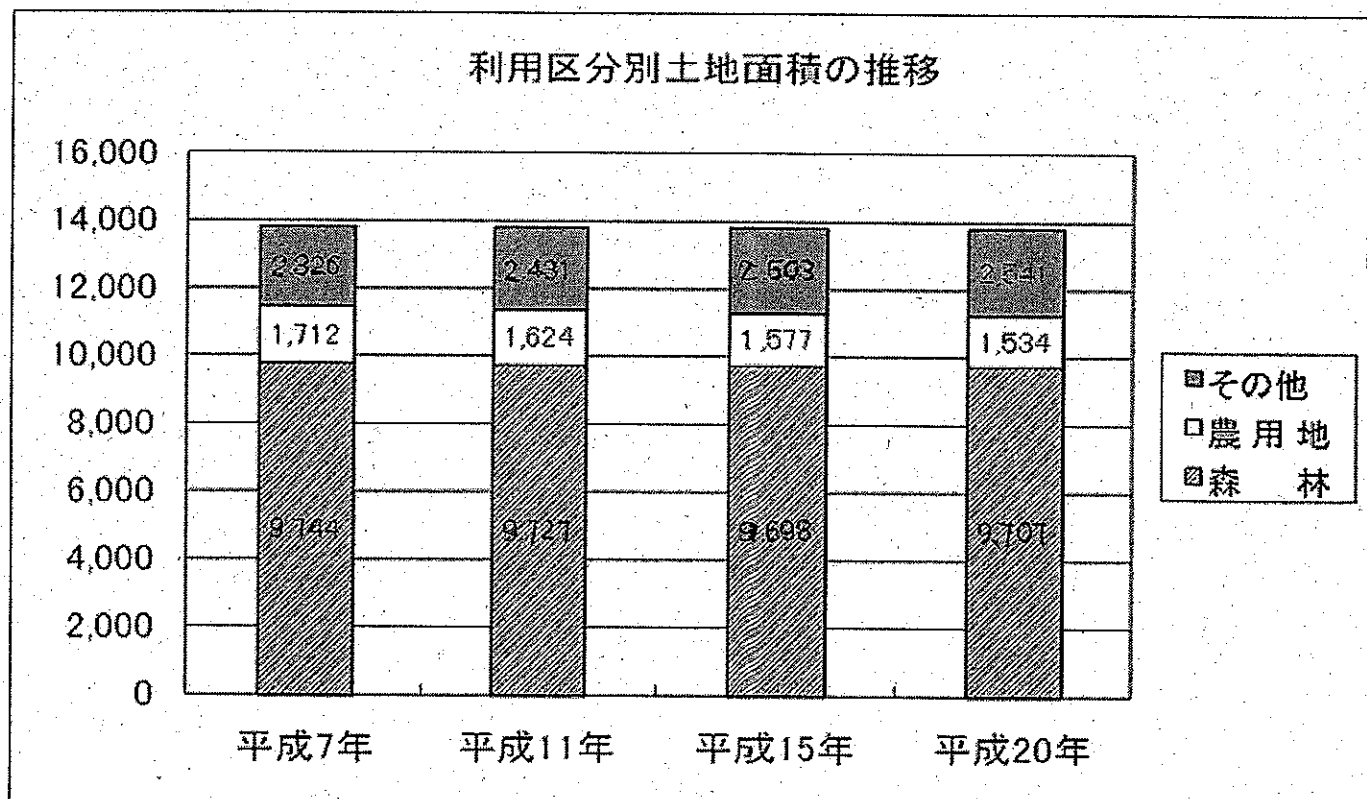
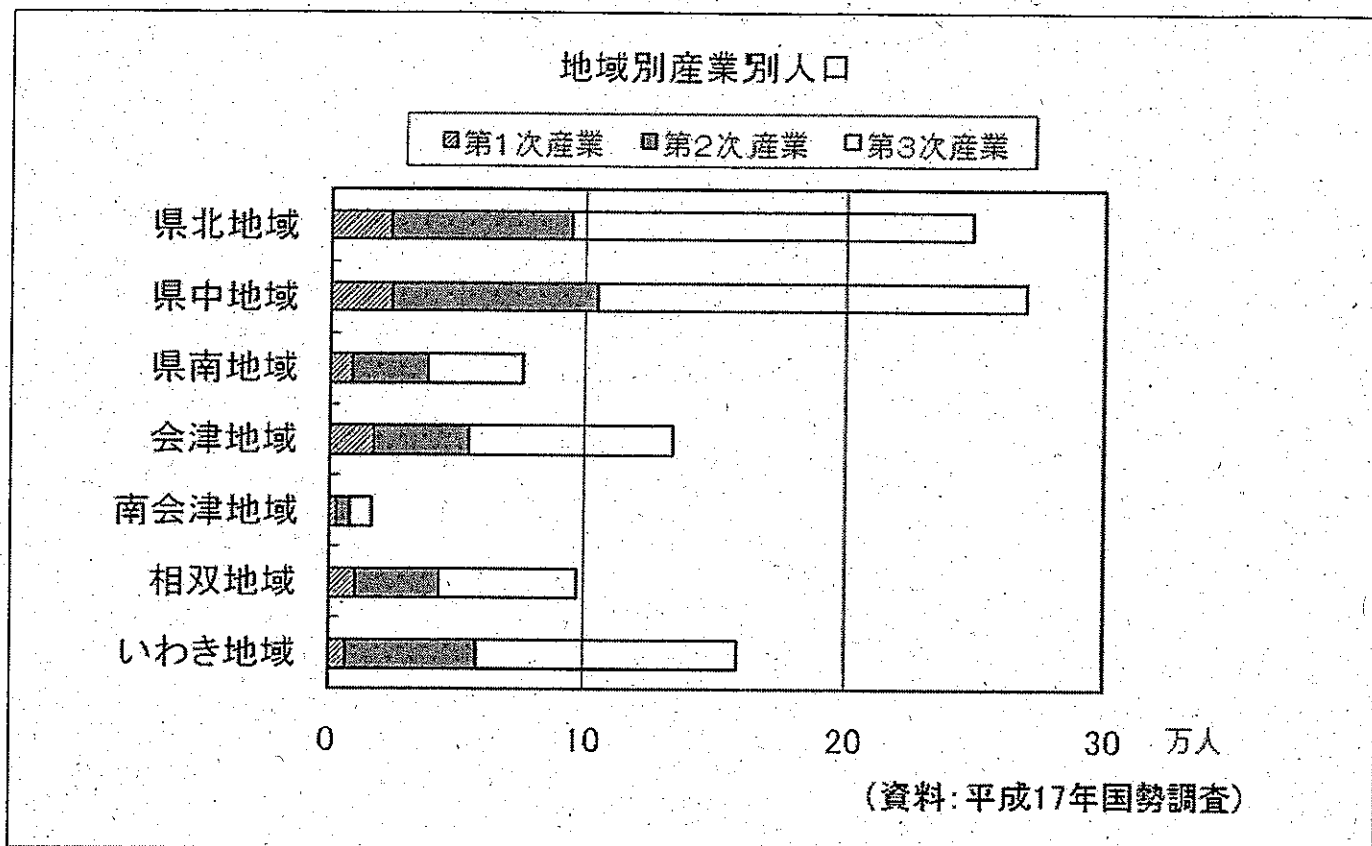
全県目標達成状況

項目	目標(値)	計画策定時(平成7年度)	現状(H20調査結果)
透視度・透明度	河川においては透視度で50cm以上、湖沼においては透明度で5m以上を目標とします。	例:旧湯川(栗ノ宮橋) 5cm~30cm超 (年12回の測定のうち30cm超が3回) 例:桧原湖(湖心) 2.8~4.9m 例:尾瀬沼(湖心) 2.5~3.7m 例:千五沢ダム 0.8~1.9m	例:旧湯川(栗ノ宮橋) 40cm~1m超 (年12回の測定のうち50cm超が11回) 例:桧原湖(湖心) 1.9~6.5m (年7回測定のうち5m以上が2回) 例:尾瀬沼(湖心) 2.8~4.0m 例:千五沢ダム 0.7~1.5m
水辺の自然目標	<ul style="list-style-type: none"> ・自然の水質浄化機能を維持しその回復に努めます。 ・多様な動植物とその生息環境を保護しその回復に努めます。 ・シンボルとなる水辺生物の生息環境を保全しその創造に努めます。 ・周囲の風景と調和した水辺景観を保全しその創造に努めます。 	施策体系コード 1⑥ア 施策体系コード 3①ア 施策体系コード 3①イ 施策体系コード 4②ウ	目標を達成:100%(目標を達成評価事業数2/総事業数2) 目標を達成:76%(目標を達成評価事業数10、横ばい傾向評価事業数3/総事業数13) 目標を達成:80%(目標を達成評価事業数4/総事業数5)
水辺環境目標			実施なし

全県目標達成状況

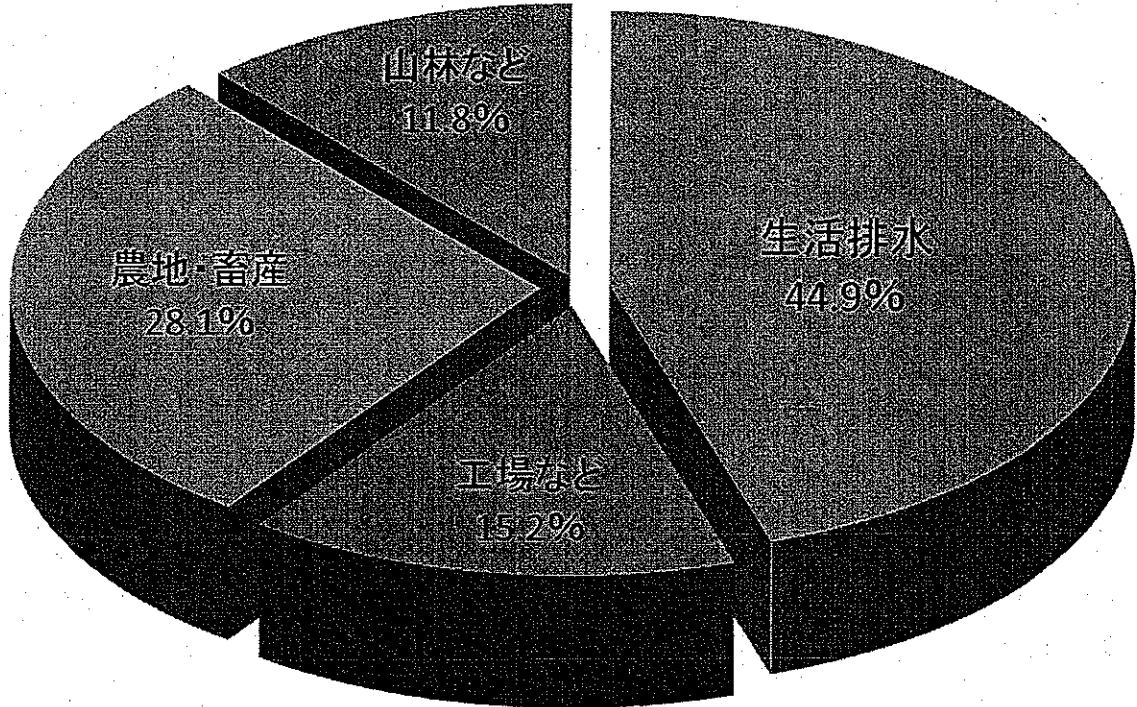
項目	目標(値)	計画策定時(平成7年度)	現状(H20調査結果)
水辺の親水性目標	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりと一体となって、水と緑にふれあうことのできる水辺の創造に努めます。 ・水に直接ふれることのできる水辺の創造に努めます。 ・水の音、せせらぎの聞こえる水辺の創造に努めます。 	施策体系コード 4①	目標を達成50%(目標を達成評価事業数13、横ばい傾向評価事業数9/総事業数26)
流域保全目標	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水が浸透しやすい都市構造を形成し、潤いのある都市環境の創出に努めます。 	施策体系コード 2②	目標を達成100%(目標を達成評価事業数1/総事業数1)
	<ul style="list-style-type: none"> ・山林や農地等の有する水源かん養機能の維持向上に努めます。 	施策体系コード 2①	目標を達成90%(目標を達成評価事業数10、横ばい傾向評価事業数1/総事業数11)
	<ul style="list-style-type: none"> ・流域の自然環境の保全に努めます。 	施策体系コード 3	目標を達成73%(目標を達成評価事業数14、横ばい傾向評価事業数3/総事業数19)
	<ul style="list-style-type: none"> ・健全な水環境を保全する上で必要な水量の確保に努めます。 	施策体系コード 2③ア	評価できず(総事業数4)
	<ul style="list-style-type: none"> ・流域内の水質や水量に配慮した水利用の推進に努めます。 	施策体系コード 2③イ	目標を達成100%(目標を達成評価事業数8/総事業数8)
	<ul style="list-style-type: none"> ・水を介した地域間の交流を促進し、協働体制の構築に努めます。 	施策体系コード 5	目標を達成69%(目標を達成評価事業数23、横ばい傾向評価事業数9/総事業数33)

水環境関連資料

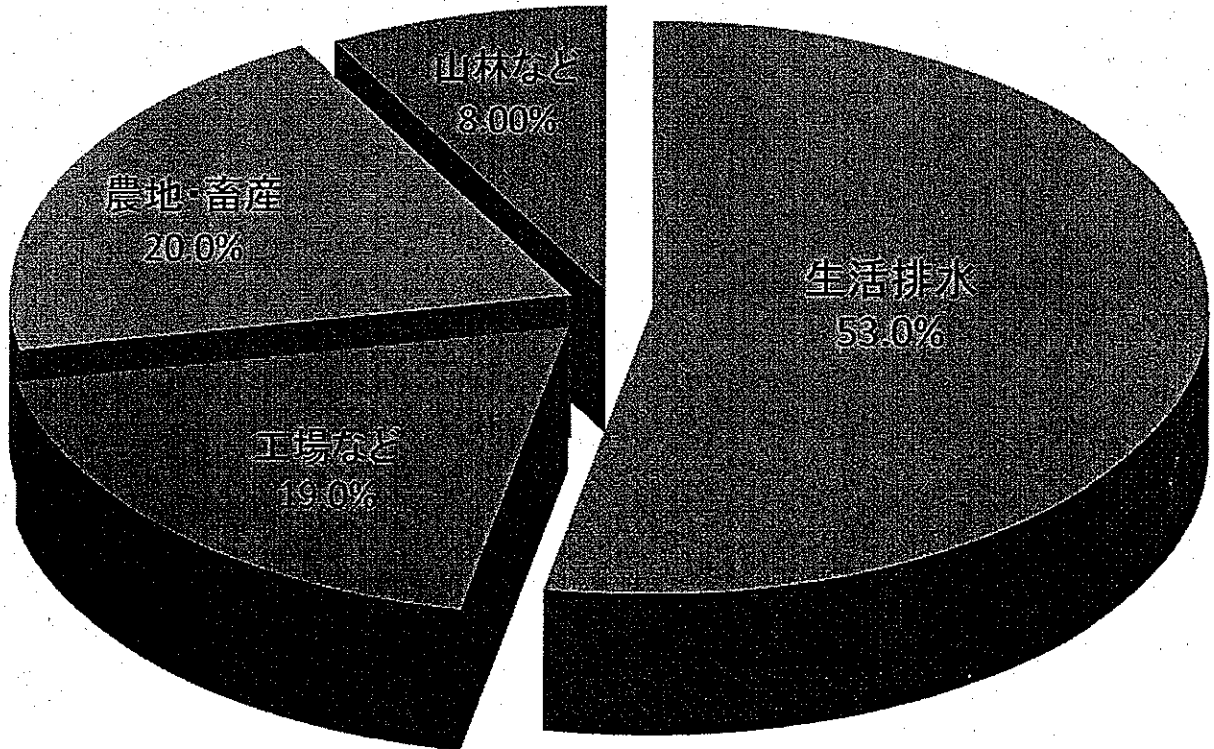


河川などの水質汚濁の原因

平成20年度BOD排出量 約77トン/日



平成3年度BOD排出量 約127トン/日



(資料:水・大気環境課)

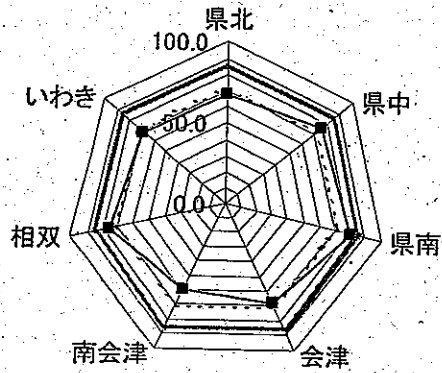
水環境関連資料

地域別汚水処理人口普及率(H20末 %)

地域別普及率

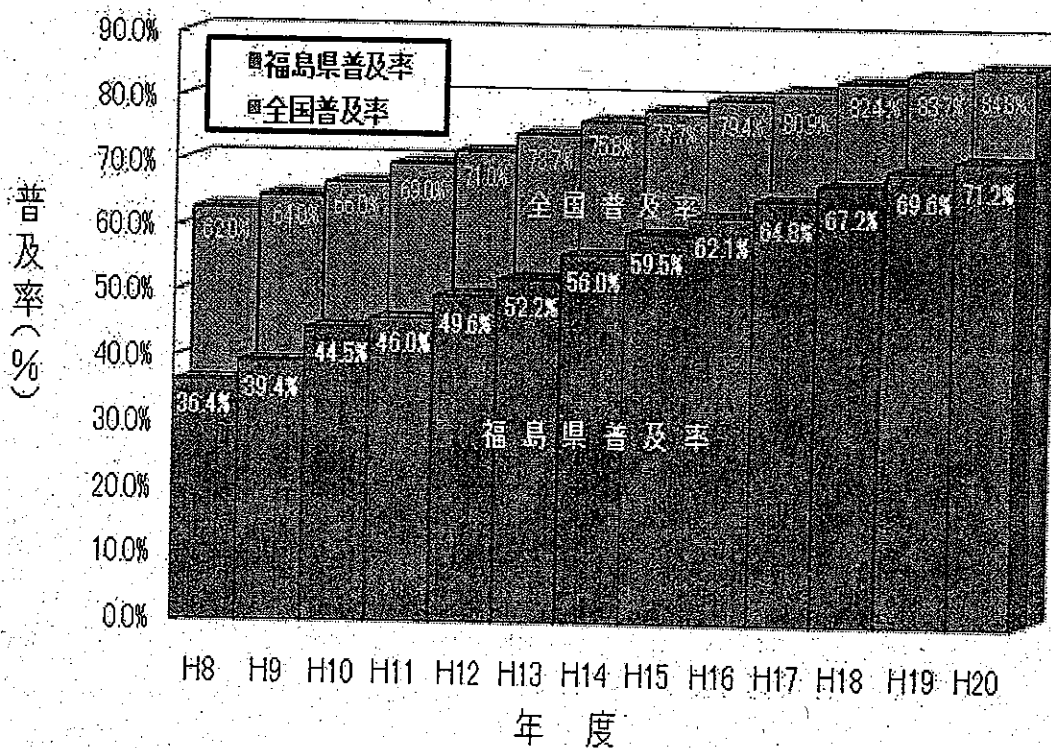
 全国普及率

 福島県普及率



(資料：下水道課)

全国と福島県の汚水処理人口普及率の推移



(下水道課HPより)

水環境保全活動事例発表・意見交換会について

日	時	平成21年12月6日(日) 14:00~15:30
場	所	ビッグパレットふくしま 1FコンベンションホールB
講演・コーディネーター	： 日本大学工学部	教授 長林 久夫 氏
事例発表者	： 喜久田地区藤田川を守る会	会長 大波 久夫 氏
(意見交換)	： 大茂田川の自然を守る会	事務局長 本多 昭 氏
	はぜっ子倶楽部	代表 新妻 香織 氏
参加者	： 環境保全活動団体、企業、市町村担当、一般等合計64名	

1 講演

「福島県の水環境の現状及び保全のあり方」

(講演：日本大学工学部 教授 長林 久夫 氏)

- (1) 健全な地球環境を守るためには

地球温暖化の影響で異常潮位や局所的降雨が見られる。雨が降らない地域では河川の汚濁濃度が高くなる。
- (2) 阿武隈川の水質改善に向けて
 - a 阿武隈川のBOD濃度が東北地方一級河川で一番高い
 - b 阿武隈川左岸に都市が広がり、汚濁負荷量が高い。
 - c 阿武隈山地は降雨量が瀬戸内海程度で少なく、汚濁濃度が高くなる。
- (3) 市街地における水堀の水質の現状)

(相馬市の中村城址を例に) 市街地における水濠は富栄養化している。
- (4) 南湖のジュンサイ

過去のジュンサイ採取の風物詩が、ヒシの大群落が発生する影響によりpHが高くなり、ジュンサイが生育できなくなってきた。池の中の浄化機構を計画的に管理しながら従来型の植物(ジュンサイ)を戻す試みがなされている。
- (5) 猪苗代湖の中性化問題

- a 猪苗代湖において、気候変動による降雨量増大等による流入河川の酸度の低下や植物繁茂により pH が上昇してきている。
 - b 裏磐梯湖沼群において COD が上昇している。
- (6) 袋原旧河道の淡水赤潮の対策と制御
- 阿賀川の蛇行箇所を昭和 13 年にショートカットして流れるようにしたが、旧河道に赤潮発生しているため、学生とともに発生原因を研究している。
- (7) 安全安心な暮らしを守るためわたしたちは地球環境の変化にどう向き合うか
- a 地球環境の健全な循環と持続可能な発展に向けて。
 - b 環境保全活動を子供の教育、地域振興、人づくりにつなげるような工夫をしながら、民・産・学・官連携して実施することが必要である。

2 活動事例発表・意見交換

- (1) 川に親しんだという原体験が活動を続けるエネルギーになっている。
- (2) 食物残さを肥料にするという仕組みができあがれば水質はまだまだ良くなる。
- (3) 子供をまきこんだ活動により、家庭への意識浸透を図っている。
- (4) 専門家をまきこみ勉強会を開催している。
- (5) 保護する必要があるものは市民に知らせながら守っていく。
- (6) 公共施設と共催でイベントを実施している。
- (7) 急増した野生生物や外来種による被害がある。
- (8) 活動を継続するためには、後継者に郷土愛をいかに持たせられるかや、強いリーダーシップが必要である。
- (9) 自分たちが楽しむことにより、次世代につなげる。
- (10) 自分のところの川や自然を愛してそれを何とかしたいという思いで活動している。
- (11) 大学や研究者を巻き込むことにより科学的な正しい知識の下で活動することが大切である。